| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 奈良県の区域 | 一八一円 | 一六三円 | 一四五円 | 一二七円 | 一〇九円 | 九一円 |
| 和歌山県の区域 | 一七五円 | 一五八円 | 一四〇円 | 一二三円 | 一〇五円 | 八八円 |
| 鳥取県の区域 | 一八〇円 | 一六二円 | 一四四円 | 一二六円 | 一〇八円 | 九〇円 |
| 島根県の区域 | 一九〇円 | 一七一円 | 一五二円 | 一三三円 | 一一四円 | 九五円 |
| 岡山県の区域 | 一八〇円 | 一六二円 | 一四四円 | 一二六円 | 一〇八円 | 九〇円 |
| 広島県の区域 | 一七九円 | 一六一円 | 一四三円 | 一二五円 | 一〇七円 | 九〇円 |
| 山口県の区域 | 一八二円 | 一六四円 | 一四六円 | 一二七円 | 一〇九円 | 九一円 |
| 徳島県の区域 | 一八〇円 | 一六二円 | 一四四円 | 一二六円 | 一〇八円 | 九〇円 |
| 香川県の区域 | 一八一円 | 一六三円 | 一四五円 | 一二七円 | 一〇九円 | 九一円 |
| 愛媛県の区域 | 一八二円 | 一六四円 | 一四六円 | 一二七円 | 一〇九円 | 九一円 |
| 高知県の区域 | 一九二円 | 一七三円 | 一五四円 | 一三四円 | 一一五円 | 九六円 |
| 福岡県の区域 | 二〇七円 | 一八六円 | 一六六円 | 一四五円 | 一二四円 | 一〇四円 |
| 佐賀県の区域 | 一八六円 | 一六七円 | 一四九円 | 一三〇円 | 一一二円 | 九三円 |
| 長崎県の区域 | 二〇二円 | 一八二円 | 一六二円 | 一四一円 | 一二一円 | 一〇一円 |
| 熊本県の区域 | 一九四円 | 一七五円 | 一五五円 | 一三六円 | 一一六円 | 九七円 |
| 大分県の区域 | 一九二円 | 一七三円 | 一五四円 | 一三四円 | 一一五円 | 九六円 |
| 宮崎県の区域 | 一九五円 | 一七六円 | 一五六円 | 一三七円 | 一一七円 | 九八円 |
| 鹿児島県の区域 | 二〇二円 | 一八二円 | 一六二円 | 一四一円 | 一二一円 | 一〇一円 |
| 沖縄県の区域 | 一九五円 | 一七六円 | 一五六円 | 一三七円 | 一一七円 | 九八円 |

二　平成三十年産の陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲

一六五円　一四九円　一三二円　一一六円　九九円　八三円

**○農林水産省告示第五百六十一号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年三月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成三十年三月三十日　第四十三号

二　登録認定機関の名称及び住所

公益財団法人日本油脂検査協会　東京都江東区新大橋一丁目八番二号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

食用植物油脂

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内並びにアメリカ合衆国、アルゼンチン、イギリス、イタリア、オーストラリア、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スペイン、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ドイツ、トルコ、フィリピン、ブラジル、フランス及びマレーシア

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都江東区新大橋一丁目八番二号

**○農林水産省告示第五百六十二号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年三月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成三十年三月一日　第五号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般社団法人日本即席食品認定協会　東京都台東区浅草橋五丁目五番五号キムラビル

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

即席めん

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都台東区浅草橋五丁目五番五号キムラビル

**○経済産業省告示第三十号**

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百二十八条の規定に基づき、登録ガス工作物検査機関の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第百六十五条第六号の規定に基づき公示する。

平成三十年三月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　登録ガス工作物検査機関の名称　高圧ガス保安協会

二　変更後の事業所の所在地

高圧ガス保安協会

東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

高圧ガス保安協会東北支部

宮城県仙台市青葉区本町二丁目三番十号

高圧ガス保安協会中部支部

愛知県名古屋市中区栄二丁目十番地十九号

高圧ガス保安協会近畿支部

大阪府大阪市北区南森町一丁目四番地十九号

高圧ガス保安協会中国支部

広島県広島市中区大手町二丁目八番地四号

三　変更年月日　平成三十年四月一日

**○経済産業省告示第三十一号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百三十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成三十年三月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成